



平成20年3月まで



平成20年4月から

平成20年4月から

特集第1弾

# 「後期高齢者医療制度」が始まります

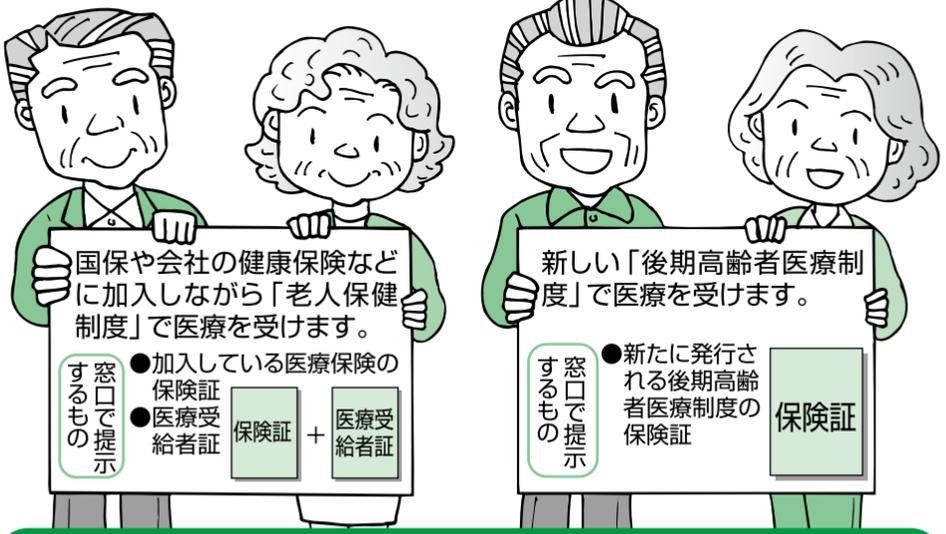
～現在の老人保健制度は廃止に～

平成20年3月末日の時点で、75歳以上の方（後期高齢者）と65歳以上75歳未満で老人医療の障害認定を受けている方は、現在加入の国民健康保険（国保）や被用者保険（社保）等から自動的に（変更手続不要）に後期高齢者医療制度に加入します。

現在の被保険者証（国保・社保）と老人保健医療受給者証は平成20年4月から使えません。新しい保険証は平成20年3月に郵送する予定です。

平成20年4月以降、75歳になる方についても自動的に加入し、保険証は誕生日の前に送ります。

今号では、この制度について紹介します。なお、詳細が決まり次第、広報等でわかりやすくお知らせします。



### なにが変わる？

<p><b>運営主体は「東京都後期高齢者医療広域連合」に</b></p> <p>運営主体は東京都後期高齢者医療広域連合になり、申請や相談などの窓口事務と、保険料の徴収は区市町村が行います。</p>	<p><b>窓口での自己負担は変わりません</b></p> <p>医療機関の窓口で支払う自己負担は、今の老人保健と同じ1割（現役並み所得の方は3割）負担です。</p>	<p><b>新しい保険証が1人に1枚交付されます</b></p> <p>平成20年3月に新たに後期高齢者医療制度の保険証が1人に1枚交付されます。</p>	<p><b>皆さんの保険料が大切な財源です</b></p> <p>保険料率は東京都内で同じになり、保険料は原則として年金から徴収されます。</p>
--	---	---	---

内容について今後変更される場合があります

問合せ先 保険年金課高齢者医療係

### 後期高齢者医療制度の保険料は原則年金から天引き

この制度は現行の保険制度や老人保健制度と同様に、医療サービスの提供と医療費の支給を行います。

病院等での医療費の支払いは、これまでの老人保健制度と同様、一般の方が窓口で支払う自己負担の割合は1割です。ただし、現役並み所得の方は3割です。

**窓口で支払う自己負担の割合は1割（現役並み所得の方は3割）**

75歳以上の場合は、被扶養者の方だけ後期高齢者医療保険に加入します。

75歳未満の場合は、被保険者は後期高齢者医療保険に加入し、被扶養者は国保に加入します。

② 社保等の被保険者が75歳未満で、被扶養者が75歳以上の場合は、被扶養者の方だけ後期高齢者医療保険に加入します。

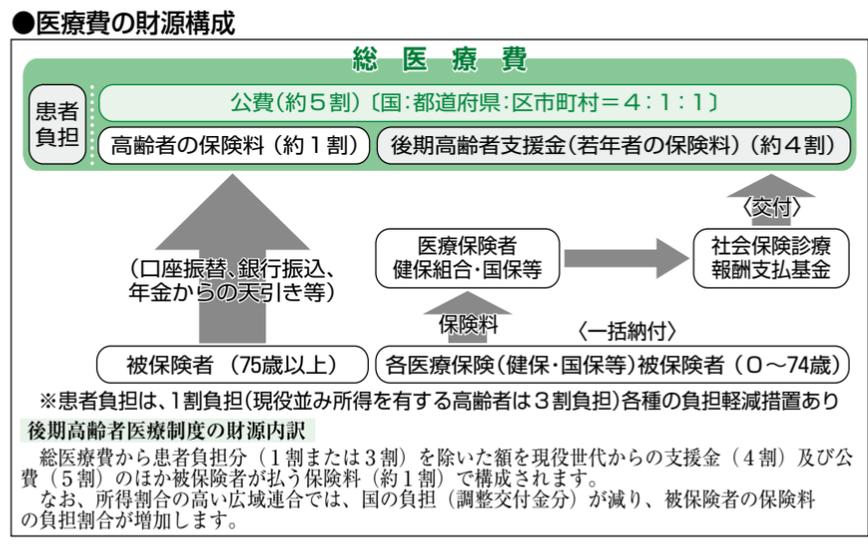
75歳以上の場合は、被扶養者の方だけ後期高齢者医療保険に加入します。

75歳以上の場合は、被扶養者の方だけ後期高齢者医療保険に加入します。

主な財源は、この制度に加入の被保険者からの保険料と、健康保険制度（国保・社保等）から出される支援金（注1）、公費（税金）で運営されます。

これまでの保険料は、加入の保険ごとに異なりましたが、後期高齢者医療制度の保険料率は都内で均一となります。保険料は1人あたり定額で負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。

平成20年4月以降、保険料の支払方法が原則として公的年金からの天引きになります。対象者は、年金の年額18万円以上で、後期高



### 保険料の軽減措置

世帯の総所得金額が低い場合、その額に応じて保険料の均等割額が7割、5割、2割のいずれかの率で軽減されます。また、社保等の被扶養者が後期高齢者医療制度に加入した場合も経過措置として免除または軽減される予定です。具体的な内容は11月の広域連合議会を経て決まる予定です。

**制度は広域連合で運営**

この制度は「東京都広域連合」で運営します。市役所は、申請等の窓口業務と保険料の徴収業務を行います（広域連合ホームページ「東京いきいきネット」<http://www.tokyo-ikikin.net>）。

名称	日時	会場	問合せ先
法律相談 (多重債務含む) ※月曜日から次週分の予約の受付	5日(月)・26日(月) 13:30~16:00 6日(火)・13日(火)・ 20日(火)・27日(火) 9:30~16:00	市民相談担当市役所代表番号 ☎585-1111	
土曜法律相談 ※11月5日から受付	17日(土) 9:00~12:00		
行政相談	2日(金) 13:30~16:00	市役所1階 市民相談室	
人権身の上相談 ※相談日前日から予約を	8日(木)・22日(木) 13:30~16:00		※5日(月)・6日(火)の法律相談は空きがある場合があります。問い合わせを
子どもの人権専門相談 ※相談日前日から予約を	22日(木) 16:00~17:00		※市政に対する一般相談は毎週月曜~金曜日(祝日を除く)の午前8時30分~午後5時15分に受け付け
交通事故相談 ※相談日前日から予約を	9日(金) 13:30~16:00		※1日(木)の登記相談は空きがあります。問い合わせを
登記相談	1日(木) 13:30~16:00		
税務相談 ※相談日前日から予約を	28日(水) 10:00~16:00		
不動産相談 ※相談日前日から予約を	21日(水) 13:30~16:00		※12月3日(月)・4日(火)の法律相談の予約は11月26日(月)から受け付け
相続・遺言等暮らしの書類作成相談 ※相談日前日から予約を	2日(金) 10:00~16:00		

## 11月の市民相談

名称	日時	会場	問合せ先
市長相談 ※1日(木)~9日(金) (土曜・日曜日、祝日を除く)に予約を	20日(火) 9:30~11:30	湯沢福祉センター	市民相談担当
ひとり親家庭相談	随時	市役所2階 子育て課	子育て課
子育て相談	毎週月曜~土曜日 ※祝日を除く 9:30~17:00	子ども家庭支援センター	同センター ☎589-1262
	火曜日、祝日を除く 毎日 9:30~17:00	地域子ども家庭支援センター万願寺	同センター ☎586-1171
	毎週月曜~金曜日 ※祝日を除く 10:00~16:00	おおくぼ保育園 あさひがおか児童館	同保育園 ☎586-1172 同児童館 ☎586-1184
乳幼児相談	5日(月) 9:45~11:00	あさひがおか児童館	
	13日(火) 9:45~11:00	みなみだいら児童館	
	16日(金) 9:45~11:00	もぐさだいら児童館	健康課 ☎581-4111
	30日(金) 9:45~11:00	生活・保健センター	

名称	日時	会場	問合せ先
子どもの虐待相談	毎週月曜~土曜日 ※祝日を除く 9:00~17:00	子ども家庭支援センター	同センター ☎586-1279
教育相談	毎週月曜~金曜日 ※祝日を除く 10:00~17:00	教育センター内 教育相談室	教育相談室 ☎592-1160 子どもこころの電話相談 ☎592-2782
健康相談	随時(電話予約)	生活・保健センター	健康課 ☎581-4111
食生活相談 (生活習慣病・高齢者の食事等)	随時(電話予約)	生活・保健センター	健康課 ☎581-4111
消費生活相談	毎週月曜~金曜日 ※祝日を除く 9:30~12:00 13:00~16:00		消費生活相談室 ☎581-3556
高齢者電話健康相談	毎日24時間		高齢福祉課 ☎0120-123-127
女性相談 (電話・面接) ※前もって予約を	毎週火曜・水曜日 火曜日: 18:00~21:00 水曜日: 9:45~16:00	男女平等推進センター(多摩平の森ふれあい館)	予約及び電話相談は男女平等課 ☎587-8177へ
日社協法律相談	第2・4金曜日 13:00~16:00	中央福祉センター	日野市社会福祉協議会 ☎584-1294
高齢者・障害者の住宅改修相談	随時		